

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事及び茨城県教育委員会教育長より通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 28 日

茨城県監査委員	森	田	悦	男
同	伊	沢	勝	徳
同	澤	田		勝
同	羽	生	健	志

(指摘事項)

監査実施機関名 県立石岡商業高等学校	監査実施年月日 令和5年11月15日
○監査の結果 実習棟トイレ改修工事の入札において、内部統制が機能せず、最低制限価格の設定を誤り、本来失格者となるべき者を落札者としたことは適切でない。	
○措置状況 校長の責任の下、事務長主導により以下の再発防止策を講じた。 ・最低制限価格の設定誤りの原因となった様式（最低制限価格自動算出ファイル内のシート）の取り違えを防ぐため、電子ファイル名や様式に「建設工事用」、「建設コンサルタント業務用」の別を明示した。 ・工事案件の事務執行の都度、全ての事務職員が、規定に基づく入札手続や必要な書類等の確認を行う。 ・今回の誤りを機に新たに見直された「予定価格・最低制限価格チェックリスト」の項目を、工事入札執行の各段階において、工事担当者、審査担当者、事務長、校長が確認する。	

(注意事項)

監査実施機関名 県北県民センター	監査実施年月日 令和5年11月30日
○監査の結果 地域福祉業務に係る歳入歳出事務全般において、内部統制が機能せず、年間を通じて多数の事務処理が遅延していたことは適切でない。	
○措置状況 遅延のあった事務については、全て、令和5年3月までに処理を完了させた。 地域福祉業務の実施状況を見える化するため、事業別に処理段階ごとの処理日を記入する進行管理表を作成した。この管理表により、随時、直属の管理職職員等が進捗を管理するとともに、組織全般を管理する次長及び総括補佐も進捗状況の確認を行うなど、複数段階で複数人によるチェック体制を整えた。 また、会計処理について、会計担当だけでなく、全職員が会計事務に関する一定の知識を持てるよう財務会計研修会を実施した。 今後同様の事例が発生しないように、組織として不断の業務検証を行いながら、適正な事務執行に努めていく。	
監査実施機関名 土浦土木事務所 つくば支所	監査実施年月日 令和5年10月17日
○監査の結果 行政財産（土地）に係る使用許可及び普通財産（土地）に係る貸付について、内部統制が機能せず、使用許可決議・貸付決議及び調定決議が、約9カ月遅延していたこと、かつ、使用料・貸付料について、積算を誤り、過大に徴収していたことは適切でない。	

○措置状況

令和5年10月19日に本案件の貸付先事業者を訪問し、使用許可・貸付契約の遅延及び貸付料等の過大徴収の状況について説明の上、謝罪し了解を得た。

過大徴収分返還について、同年12月5日に貸付先事業者へ返還の連絡及び口座振込依頼書の提出依頼を行い、同月20日に口座振込依頼書を受領し、同月27日に返還を完了した。

今後は、年間スケジュールの作成に合わせて業務マニュアルを作成の上、担当課内で共有し、作業手順や使用料・賃借料の算定方法などの「見える化」を図るとともに、複数職員による事務処理の進捗管理を徹底することとした。加えて、職員配置の暫定的な変更と事務分担の変更により、令和6年度向け事務処理が遅延しない体制を整えた。

監査実施機関名

県立高萩高等学校

監査実施年月日

令和5年11月22日

○監査の結果

複合機・レーザープリンタ賃貸借について、内部統制が機能せず、随意契約限度額を超えているにもかかわらず、適正な理由なく随意契約としていたことは適切でない。

○措置状況

校長の責任の下、事務長主導により以下の再発防止策を講じた。

- ・会計事務に携わる事務職員全員で、会計事務研修会資料を使用し、年1回以上の事務室内研修を行う。
- ・主管課及び会計管理課からの通知をもとに、事務長主導により事務室内全員で規則等への理解を深める。
- ・起案時には前例踏襲で業務をせず、財務規則等の再確認をして根拠等の写しを添付し、事務職員全員で契約事務確認票を使用してチェックを行う。